

令和 2 年 10 月 1 日

東峰学園保護者 様

東峰村教育委員会
教育長 縄田 淳一

東峰村立東峰学園における働き方改革及び部活動に係る指針について
(お知らせ)

保護者の皆様には、日頃より東峰学園の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。学校の先生方も子ども達への熱い思いと使命感を持って指導しておりますので、小中一貫校のよさを発揮し、大きな成果を上げています。

このような中、保護者の皆様もご存じのように、昨年文部科学省から発表された教職員の勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できないほど深刻な状況にあることが明らかになりました。

また、新時代の教育に向けて、教育の指針となる学習指導要領が改訂され、学校教育も大きく変わろうとしている中、先生方には新たな内容への対応や授業改善等について、着実に実施していくことが求められており、益々負担が増大することが考えられます。

このような状況を踏まえ、東峰村教育委員会では授業改善をはじめとする教育の質の向上や教職員や児童生徒の健康管理、教育環境改善のために国や福岡県作成の「教職員の働き方改革取組指針」等をもとに、「働き方改革及び部活動に係る東峰村の指針」を別紙のようにまとめてみましたので、お知らせします。

働き方改革に伴う東峰学園教職員の勤務及び部活動のお知らせ

(平成 30 年 10 月 9 日施行)

東峰村教育委員会

1 働き方改革に係る内容

(1) 教職員の勤務時間と定時退校日の設定について

- ① 教職員の勤務時間 月～金曜日 8時15分から16時45分
- ② 毎週平日の1日を定時退校日として設定します。
- ③ 学校への連絡等については、17時30分までをお願いします。
(緊急の場合は、教育委員会(72-2311役場)にご連絡下さい)
- ④ 安心メール等による連絡体制を充実させます。
- ⑤ 夏季休業期間中の8月12日～15日 と 冬季休業期間中の12月28日は、
閉庁日として、日直を廃止します。

II 部活動に係る内容

(1) 休養日

毎週平日の1日、土・日のいずれか1日の2日間を休養日とします。

但し、中体連大会等1ヶ月前については、別途学校側と協議し、定めるものとします。

(2) 活動時間

活動時間は、平日は朝練も含めて2時間30分以内、土・日は4時間以内とします。

(3) 県外遠征等

中学校体育連盟や中学校文化連盟を除く県外遠征については、顧問の申請を受けて、校長が許可します。

(4) 長期休業期間

長期休業期間中の部活動については、1日4時間以内とし、休養日については、(1)の通りとします。

(5) 村の指針に反した場合の対応

部活動の実施について、これらの申し合わせに反した場合、是正のため勧告及び指導を行うことがあります。

III その他

社会体育で行っているスポーツ少年団等の活動においても、心身の発達を考慮し、上記IIと同様に実施されますよう、関係者の協力をお願いします。